

木曾郡檜川村の戦後の林業の変遷と住民… 民有林部門を中心に

吉 田 隆 彦

- | | |
|----------------|--------------------|
| I. 序 問題の所在 | V. 国有林と檜川村 |
| II. 檜川村の位置 | VI. 檜川村の私有林と公有林の経営 |
| III. 檜川村の林業の特徴 | VII. 檜川村の林業と森林組合 |
| IV. 戦前と戦後の林業 | VIII. 結語 |

I. 序 問題の所在

酸性雨等の環境問題を主なきっかけとして森林が多くの人々の、さらには行政の、強い関心の対象となってからすでに、五分の一世紀を経ようとしている。今日森林は我々の自然への強いあこがれの象徴であり、また自然保護運動の最前線に位置する趣さえもある。しかし、例えば我々の居住する日本列島の中央高地では、標高1,500mあたりまでの森林は、森林とはいえ、決して自然の森林ではない。森林の急激な変化はたかだかこの30年余の間に生じたものにすぎない。我々の祖先達はそれをはるかに越える長い時間をかけ、固有の土地利用と文化とをもって、森林を、営々と、まさに作ってきたのであった。森林は、気候や地形や土壌の所産であると同時に、人間の労働投下の所産でもある。それ故、森林を守るには、森林が形成される自然の背景に深い理解を持つのはもとより、森林を作ってきた先人達の社会や文化についての理解も欠かせない。

本稿は、自然と社会双方の所産である森林へ、主に産業としての林業の変遷をとらえながら迫ろうと試みたものである。本稿の対象である木曾郡檜川村は、信濃川水系犀川の支流、奈良井川の最上流に位置している。村を南北に貫く奈良井川は約30kmにわたり深いV字谷を刻み、交通や居住や土地利用の配列を支配してきた。V字谷に支配された地形はこれに沿って中山道や中央本線の幹線交通路を通過させ、山奥のこの村を絶えず新しい文化と接触させ、さらに漆器に代表される産業定着の機会を与え、この村を僻地にはしなかった。反面、高い標高と険しい地形は農耕の発達をゆるさず、ここに固有の森林利用を展開させたのである。

本稿ではまず、檜川村の自然と位置にふれ(II)、村の林業の特徴を述べる(III)。ついで戦前と戦後の林業変化の流れにふれる(IV)。また檜川村の林業の骨組みが国有林であるので、村と国有林とのつながりをのべる(V)。それとの対比で、私有林と公有林(村有林)について述べる(VI)。最後に、林業と森林の将来を左右する力を次第に持つようになってきた、森林組合について述べる(VII)。

つたない小稿が檜川村の林業の現在を理解する、あるいは檜川村を地域として理解する、僅かでも一助となり得れば実に幸いであると考える。

II. 檜川村の位置

檜川村は木曾郡内では唯一、信濃川水系に属し、その支流奈良井川の最上流部に位置する、南部松本盆地の水源の村である。細長い村の南端から北端までを、約30kmにわたって険しい奈良井川のV字谷が貫いて、兩岸のわずかな段丘と氾濫原上に、幹線交通路（国道と鉄道）と集落と、ほんのささやかな農耕地の立地をゆるしている（図-1および2）。

そして民家の屋根は圧倒的にトタン葺きが多く、凍結に弱い瓦屋根は少ない。役場のある平沢で、すでに標高は900mに達し、木曾谷のいずれの町村にもまして平坦な土地と暖かい気候には恵まれない。檜川村の農業は、村民の飯米三十日分が取れるだけといわれるほどに木曾谷では最も貧弱である。いっぽう、鳥居峠を西に越えた、たとえば木祖村、開田村、日義村はいずれも標高が高く気候は寒冷だが、広い平坦地を有し、畑作農業をそれなりに発達させて来ていた。しかし中央線の電車から見える檜川村の、奈良井や平沢の集落は意外なほど大きく、家屋は密集し、つぶさに観察すると漆器の看板がたくさん立ち並び、そこここには小さな工場もあるのがわかる。目を森林に転じると、中津川方向から辿って鳥居峠を過ぎるまでの車窓と比べ、森林の景観は貧しい。

幹線交通路との関係では、檜川村は、宿場の奈良井から贅川までの、国道や鉄道にすぐ接続できる部分と、幹線交通路からは遠い川入（かわいり）方面とから成る。だがこの川入地区も、近世には権兵衛街道が通り、また1927年から57年までは御料林の森林軌道が通ってい

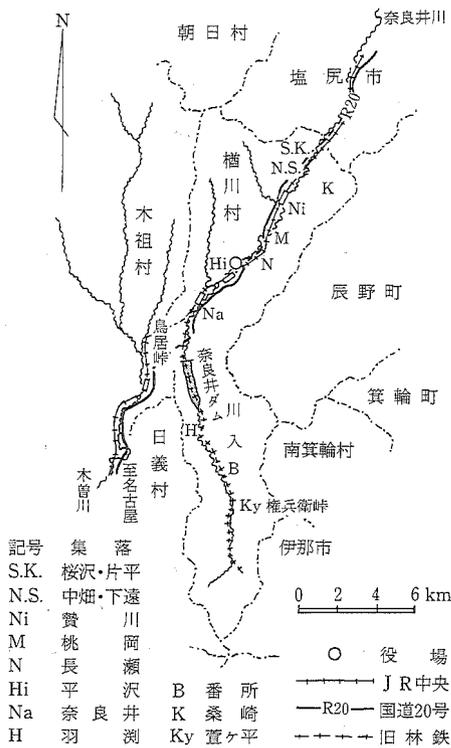


図-1 木曾郡檜川村の概要

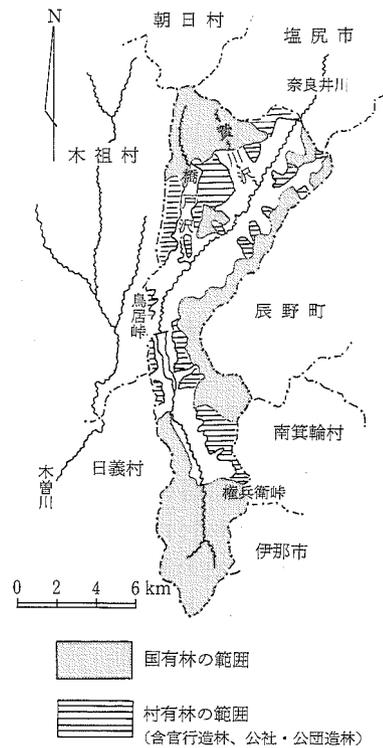


図-2 国有林と村有林の範囲

た。軌道に平行して、檜川村は昭和20年代いっぱいをかけ、奥地林道を建設し、さらに奈良井ダムの出来た1982年以降は立派な舗装道路が走り、やがては伊那市で中央道につながる国道361号も開こうとしている（図-1および2）。

寒冷な気候や険しい地形の檜川村の自然は、林業にも厳しい。中央線の車窓からは、傾斜がきついたために造林地の全体は見えないが、カラマツがかなり多く見られる。カラマツは寒冷でやせた土壤の土地でも活着率がよく、成長も早い。さまざまな評価があろうが、厳しい自然を考えると、檜川村がカラマツ中心に造林を進めてきたことを単純に批判するのは妥当ではない。

檜川村の森林では、集落が一番近くに林野保護組合の分を含む私有林が、それからやや奥まって村有林、そして標高が最も高く、一番奥の尾根筋を官行造林を含む国有林が、それぞれ立地している（図-2）。檜川村では、一番身近な所に、生活とかつては密着していた私有林がある。中央線の車窓に映る森林は大体はこの私有林である。移りゆく車窓の落葉樹の雑木林に混じって、時折姿を見せるカラマツやスギの植林地は、いずれも規模が小さい。そしてそれらは、手入れが行き届いた状態からはほど遠い。さきに述べた貧しい景観の一つがこれである。

Ⅲ. 檜川村の林業の特徴

1. 大きな森林面積率と、広大な国有林

木曾郡下の町村の、それぞれの総土地面積と現況森林面積とを対比させてみよう。檜川村の総土地面積は11,782ha、現況森林面積は11,268haで、森林面積率は95.6%である。これは郡下で首位である。二位は木祖村の92.7%、三位は日義村90.7%と続く。最下位は山口村の74.4%で、空が広く山が遠くに退くこの村の景観を思いおこせば納得がいく。檜川村では山は間近に迫り、谷は深い。さすがに冬はそういえないが、緑の季節には、山が間近なだけにいわば毎日が森林浴である。その森林のおよそ六割が国有林（6,923ha）、四割が民有林（4,169ha）である（1990年世界農林業センサス、林業地域調査結果）。国有林は高い、奥まった所にあり、麓からはあまり目にできない。毎日眺めて暮らす山の大部分は、民有林すなわち村有林と私有林である。前記のように私有林には広葉樹が多い。かつては、産業というよりも、暮らしの中で、住民は山と深い関わりを持っていた。山の木々は用材に、燃料に、緑肥に、すなわち暮らしに必要であった。広葉樹はその反映である。

「民有林」は官林に対する用語で、村有などの公有林と、私有林が含まれる。檜川村は官行造林や公団・公社造林をはじめ、自前でも継続して造林・育林には力を入れてきており、1950年代から60年代にはとりわけ、伐期に達した官行造林地の木材は村の財政運営に大いに貢献している。目下、低調なのが、私有林である。

2. 公有、私有林ともかつては比較的良好に手入れされていた

統計上森林を分類する用語の一つに、「人工林」、「天然林」という分けがある。人工林は伐採後再び植林したもの、天然林は伐採後特に計画的な植林はしていないもの、と理解するとよい。天然林もかつてはかなり利用されていたのだが、切り株が強いので、植林しなくてもしばらくすればまた森林が再生していた。コナラ、ミズナラが典型で、薪炭林としてつい先ごろまで人間に大いに貢献していたが、分けでは「天然林」である。しかし林業つま

り産業として森林を評価する場合は、天然林は価値の低い森林でしかない。

いま、民有林だけに限定して、1990年世界農林業センサス（関東農政局長野統計情報事務所、1991）で、木曾谷全体の面積でみると、この天然林の面積比率は53.5%である。これを目安に各町村をみると、天然林の面積比率が木曾郡の平均値より大きいのは、檜川村（55.2%）をはじめ、上松町、開田村、三岳村、王滝村の五カ町村である。また人工林面積が天然林面積より広いのは木曾福島町、南木曾町、木祖村、山口村の四カ町村である。檜川村の民有林の、天然林面積比率は郡下では平均値にかなり近い。しかし民有林の内の、公有林については、檜川村の人工林の面積率は78.8%で、郡下では福島町（81.4%）について四番めに高く、上位にある。また私有林と目される森林につき、その人工林面積率をみると（長野県林務部、1991年）、檜川村は49.3%で、郡下では木祖村の51.8%について高い。収益のあるなしはさておき、ともかく檜川村は植林と一応熱心に取り組んできたといえる。

けれども檜川村の一番の特徴は、木曾郡で最も早くから官行造林制度を活用して来たことである。1990年8月現在その面積は1,137haで、いぜん郡下の他町村よりも一桁大きく断然広い。その理由は、檜川村の高い標高と寒冷な気候、それに険しい地形が農業の発達を許さず、ために入会林野も広くならず、利用慣行も厳しくなかったからである。

3. 造林は短期間に集中的、かつカラマツ中心の樹種

普通、人工林の植栽のほとんどが針葉樹である。木曾谷全体で民有林の材積から計ると、カラマツが最多で41%、アカマツが22.7%、ヒノキが20.7%、スギが11.8%である（長野県林務部、1991年）。同じ事を檜川村について確かめると、カラマツ57.2%、アカマツ17.3%、スギ14.7%、ヒノキ6.4%であり、檜川村の民有林ではカラマツへの偏りがいっそう目立つ。それはまた、官行造林でも同様であった。一般にカラマツ中心の造林には批判が多い。だが檜川村の場合、いろいろな面からの吟味が必要であろう。カラマツの商品開発についてはすでに様々な試みがあり、軌道に乗ったものもある。カラマツの森林の価値を単純に云々する前に、造林者がいかなる理由でカラマツを選んだかをまず明らかにすべきである。

檜川村の1990年の民有林の人工林面積1,867haを年齢別にみると、1,517ha、81.25%まで、11年生以上35年生以下の級に属している。つまり植林は短期間に一斉に行われたのである。かかる年齢構成はたしかに理想的とはいえない。

だが敗戦直後、一方に乱伐された広大な造林未済地があり、他方に引き揚げ者を含む雇用機会を求め多数の人々がおり、逼迫する自治体財政とあわせて考慮するなら、成長の早いカラマツが選択され、官行造林によって急速に造林をすすめたのを誤りと単純にいえるだろうか。

今日の課題はいかにして森林を効果的に育て管理して行くかにある。1985年から贄川の国有林で始められた、遠方の都会の人も参加できる分収育林の試みもその課題にこたえる一つであろう。

IV. 戦前と戦後の林業

1. 生産（産業）の林業、生活の林業

檜川村の近代の林業は、1920（大正9）年の、いわゆる部落有林野の統一と村有林の区域の確定に始まる。若干の調整の後、村有林は1,300町歩余と定められた。1922年、この内約

890町歩が第一期の官行造林地として国と契約され施業に入った。したがって直営地の村有林の経営は350町歩そこから始められたのであった（檜川村，1989年）。部落有林野統一整理に際し、にえ川、平沢、奈良井の地区の単位で、燃料用森林確保のため林野保護組合が作られ、一戸当たり1.5町歩を目安に計1,209町歩が村から委託された。

ここに檜川村の林業は、生活の林業と産業の林業に分かれることになった。生活の林業とは、毎日の暮らしに不可欠の燃料や、緑肥や、家畜の飼料を採集する林業で、具体的には落葉広葉樹つまり雑木林である。林野保護組合の対象はほとんどがかかる山林であった。産業の林業とは、計画的に林森を造成し収益をあげるべく管理運営される林業である。国有林として施業管理される官行造林と、村有直営林とが該当する。

大正年代にはほぼ区切りのついた部落有林野の統一整理に続き、1927年には、委託林野について、村当局と個々の村民との間に地上権設定が行われた。期間は向こう300年間とされ、地上権の売買はできない、とされた。設定された地上権の地区別内訳は以下の通りであった。賛川，297戸・445.5町歩。平沢，203戸・304.5町歩。奈良井，306戸・459町歩。

旧賛川村の区域は集落が散在していたため、林野保護組合施行細則をあらためて作り、桜沢・片平（第一部）、若神子・中畑・下遠（第二部）、賛川（第三部）、桃岡・長瀬（第四部）、桑崎（第五部）というように集落をまとめ、それぞれの単位で規約を運用することにした。

2. 地上権設定とその移動

林野利用は、しかし、村民それぞれの理解がまちまちであったり、村を去った人や、新しく住民となった人などの動きと林野の利用権とがその都度整理される事のないまま、所有（割り当て）と利用の実態は次第に複雑化していった。日常生活において不可避の、物入りがにわかにならなくなったり、火災などの事故があると、緊急に必要な金銭調達のため、地上権が村内間で移動し、あるいは村外者の手に渡るような事も起こった。その様な動きは、戦後も薪炭の価値が高かった間はなお続いたが、いわゆる燃料革命の時期を境に鎮静化して現在におよんでいる。地上権が売買の対象になったのは、1950年代いっぱいまで薪炭の価値がかなり高かったのに加え、設定期間が300年という長いものだったからでもある。

村当局はかかる事態を憂慮し、耕地や宅地に関する国土調査を機に、委託林野等審議会を設置、記録の整理や利用実態の調査を行った（檜川村，1989）。地上権の移動が多くみられるのは、おもに賛川宿の地区である。賛川集落では、昭和初期、地上権を設定されて村から地区に委託された林野を、さらに一戸当たり約0.4haずつ各戸に割り当て、残余を林野保護組合の管理下に置いた。地上権と利用者がいろいろ入れ替わるのにさらにこの部分加わった。地上権の売却先は村内ばかりでなく塩尻市や松本市などにもおよび、複雑である。また、特に村内者間の地上権移動については、台帳も図面も整理されておらず（当然といえば当然だが）、実態の把握はかなり難しい。とまれ、当初は各戸に均等に割り当てられた山林に利用（利用権）の不均衡が生じているのは確かである。そして、台帳や図面が整備されていない部分については、後に述べる、森林組合の運営にも参画できなかったのであった。

1962年4月、賛川集落は従来の林野保護組合を解消し、残っていた林野保護組合分の山林をすべて区有林として管理することに決めた。また割り当てと利用があまり分離していなかった若神子・下遠・中畑および桃岡・長瀬の各部落では、賛川集落にならって区有林に切り替えた後、1962年に発足した森林公団や森林公社と分収契約を交わして造林を始めた。この

場合、契約当事者は村当局で、部落には村の分収がさらに折半されてくる。

V. 国有林と檜川村

1. 国有林と村民の生活

木曾谷の国有林は8.98万haで、長野県下で最も広い。しかし町村別にみれば国有林の分布には偏りがある。1990年センサスによる、現況森林面積中の国有林の比率は、王滝村と大桑村が70から80%台で最も大きい。上松、南木曾の二町と檜川、木曾の二村が60%台でこれに次ぐ。いっぽう、日義、開田が四割を、福島、三岳、山口は二割を切っている。檜川村の国有林面積は6,995haあり、内1,137haが官行造林地である。1920年に始められた公有林野等官行造林事業はその歴史的役目を終え、1961年に廃止された。これに代わり、現在は森林公園(国)と造林公社(県)が町村の造林や育林を支援している。

国有林と住民とのつながりは、官行造林事業のほか治山事業や林道事業でも利益があり、さらに国有林の木材の払い下げもあった。これは用材の他、桑崎集落などでは払い下げを受けた雑木で製炭が営まれたりした。国有林ではキノコも盛んに採取された。製炭やキノコ採取は、檜川村に限らず、一般によく行われる、伐採もしくは採取の権利を買って入山するもので、山を買うとか、山代を払うなどと表現されていた。今日では用材や燃料の払い下げはほとんどみられなくなったが、キノコやタラノメではまだ続けられ、檜川村でも農家組合が中心になり、村おこしの試みに一役かっている。

2. 国有林で働いた人々

国有林で雇用された人々と檜川村との関わりについては、すでに別の機会に述べている(吉田, 1991)ので、ここではその際ふれなかった事だけを述べる。

まず、奈良井営林署で働いていた人々を、職員としてまとめた場合の、構成の変化についてである。働いていた人々はみな「職員」であるが、細かくいえば、本来の職員すなわち定員内職員と、年々雇用契約を新たに取交わす作業員(定員外職員)とから構成されていた。

次いで、この作業員達の従事した国有林の事業の部門とその構成の変化についてである。このことによって、作業員の仕事内容の変化を知ることができる。

表一 1 奈良井営林署定員内・定員外職員数の構成の変化

年 度	総 数	定員内職員	定員外職員 (作業員)
1958年	276人	68人	208人
60	256	77	179
65	154	73	81
70	125	67	58
75	109	68	41
80	101	58	43
85	73	48	25
89	56	38	18

長野営林局『事業統計書』より作成

はじめに定員内・定員外職員の構成の変化をみる。表一1によれば、1955年から1960年ごろまでは奈良井営林署の事業が最盛期にあった時で、造林・伐採はもとより、運材から、集積所に集めた木材の加工、薪炭の生産にいたるまで、多数の人々が働いていた。しかし時間の経過と共に職員数は減って行く。このうち、定員内職員は1965年ごろから停年退職者不補充方針が採られるようになって、自然退職者が職員数減の要因となり、その減り方は緩やかであった。いっぽう定員外職員については、減り方は一様ではな

く、1960年から70年までは目立って大きな減少を示し、70年から80年までは小幅な減少にとどまった。そして最後の80年代はまた、大きな減少をみている。この80年代の作業員減少（実は減少というより、働く人がいないのである）の背後には、1982年に大型合併によって誕生した木曾森林組合が、国有林の作業を受託するようになった事があった。

木曾森林組合の作業受託より前の、国有林の作業員の減少の要因が何かの、おおよその見当をつけるべく作ったのが表－2である。

表－2 作業員（定員外職員）の事業別内訳の変遷

年 度	事業別作業員数の内訳 (上位三事業)			上位三事業の累計と％ () 内作業員総数
1958年	製品 70人	官行造林 60人	造林 36人	166人 (208人) 79.8%
60	製品 55	官行造林 51	造林 29	135 (179) 75.4%
65	育林 32	生産 26	官行造林 9	67 (81) 82.7%
70	育林 26	生産 17	林道 5	48 (58) 82.8%
75	生産 18	育林 17	林道 4	39 (41) 95.1%
80	生産 16	育林 12	官行造林 5	33 (43) 76.7%
85	生産 10	育林 9	林道 4	23 (25) 92.0%
89	生産 8	育林 6	林道 2	16 (16) 88.9%

長野営林局『事業統計書』より作成

表－2にある「製品」とは、丸太をさらに角材や板材に加工した事業であるが、1965年ごろまでは薪炭やパルプ材や、間伐材の加工品もあった。「生産」というのは素材の生産で、伐木の運搬と丸太材の加工が含まれていた。「林道」は、林道建設やその維持修理をしていた事業だが、奈良井営林署には1927年から1957年まで、国鉄奈良井駅と川入方面とを結ぶ森林軌道があった。林道事業の一部はそれの廃止に代わるものであった。

表－2を吟味すると、1960年ごろまでは造林事業で働いた人が相対的絶対的に多かったのがわかる。そしてそれ以降は造林に代わり、育林や林道事業が多くなった。さらに1960年以降は、「製品」としての薪炭やパルプ材は目につかなくなったが、用材の加工はいぜん続けられている様子がうかがえる。

以上をまとめると、定員外職員である作業員の減少の背景には、造林事業に一区切りがついたこと、しかし植えた木を育てる育林事業はより少ない人員で続行されたこと、薪炭やパルプの生産はもはや見られないが、用材の生産は少量ながらいぜん続けられてきたことがあった、となろう。

これもすでにふれた事だが（吉田，1991），1955年ごろの檜川村の官行造林事業へは、地元の村民はもとよりだが、塩尻市宗賀や上伊那郡南箕輪村からも作業員が若干ずつ雇用されていたことは留意しておくべきであろう。檜川村だけでは、一時的とはいえ、人手が足りな

かった時があった。

しかしながら、林業の人手が不足する状態が単純に発生した訳ではない。表一2の数字は便宜上5年おきにひろってあるが、5年という長さの時間には衝撃的ともいべき大きい変化がはさまれている。1960年以降、国有林の伐採や造林事業に一区切りついた後、当事者にはかなり深刻な雇用不安が発生した。たとえば1961年3月の村議会は、国有林事業の「合理化」についての、全林野労組の請願書を採択し、奈良井営林署および長野営林局と農林省（林野庁）とに、雇用不安をもたらす様な合理化計画の、再検討を強く求める意見書を提出している。参考までに、請願書の全文を末尾に引用した（末尾参考資料参照）。

3. 国有林と官行造林地

すでに述べたように、檜川村は木曾谷では唯一、戦前から広い官行造林地を持っていた。檜川村の官行造林地は標高の高い奥まった所に多い。檜川村でこの種の広い造林地を提供できたのは、大正期の村政担当者の先見の明を評価しなければならないが、それと共に、大正時代まで林野が農耕面ではあまり使われていなかったこともあった。下草枝条採集が盛んでなく、それゆえ入り山の慣行もやかましくなかったのがむしろ幸いしたのである。

檜川村では官行造林は、国の費用と技術の利用だけにはとどまらなかった。1955年ごろから65年ごろまで、官行造林地からの伐採収入を勘案しながら、村は財政運営をして、不足分を村有林で賄ってきた。財政運営の安定化にも官行造林地は大切な役目を果たしたのである。

VI. 檜川村の私有林と公有林の経営

檜川村の策定した総合計画（檜川村、1983年）では、林業については、……農林業労働力の他産業への流出に久しく悩み、目下は公有林で細々と造林が続けられているにすぎず、保育・間伐に十分手がまわらず、近年は野兎やカモシカの害にも悩み、木材価格も低迷気味で経営意欲が損なわれ続け、樹木の成林比率も良好ではない状態だが、森林が環境に、水源に果たす役目の重さと子孫に対する責任に鑑みて、振興には全力をあげて取り組む……としている。具体的な施策としては、村有林の整備、私有林の人工林比率の向上、国有林の公益的機能の一層の活用、林業生産基盤の整備等と共に、森林組合の強化があげられている。

1. 私有林の経営状況

農林統計では、檜川村のような委託林野は共有林として扱われ、私有林とは別になっている。檜川村の実際の林業経営は、もとの個人持ちの森林と、何らかの経過で手に入れた地上権の双方を含んでいる。ところが、薪や炭が不可欠であったかつてとちがって、現在、利用の対象でなくなっている広葉樹林は、手入れされずに半ば放置状態にある。たとい小規模でも、継続して手を入れていないことには、山林は経済的に機能しなくなる。檜川村の私有林の広葉樹が手入れされなくなってすでに久しい。逆にいえば、放置されてきた山を2haや3ha持っても、現在のところは、林業の用途であるかぎり、無意味に近い。

私有林の経営状況は森林組合の事業にも反映される。いうまでもなく、組合加入者には、施設の利用、技術指導を受ける便、さらに作業の委託の便もある。反対に林家が林業経営に消極的であると、組合の事業もふるわない。

木曾郡で最初の合併による大型森林組合（木曾森林組合）誕生の直前、1980年度の檜川村森林組合の事業内容を、合併した他の三町村と、さらに開田村とも比べたのが表一3である。

表-3 合併直前の五町村の森林組合の概要（1981年度末現在）

町 村	職員数	組合員数	出資金	組合員所有 森林面積ha	事業取扱高	役職員平均
						取 扱 高
	人		千円		千円	千円
榑 川 村	2 (兼)	405	300	2,497	2,197	1,099
木曾福島町	3	540	10,514	8,532	128,145	32,037
木 祖 村	4	466	11,148	3,810	161,150	40,288
日 義 村	2	373	1,228	3,022	27,618	13,810
開 田 村	1	485	3,237	6,970	40,152	20,076

木曾森林組合資料より作成。

表-3によれば、榑川村の職員は兼任（役場）二名であった。出資金は他町村より一ないし二桁小さい。組合加入者の所有する森林面積はそんなに小さくはないが、事業取扱高は著しく少ない。事業取扱高には、伐採した木材の販売や造林事業が含まれる。特に造林事業は長期的計画的に実施されるので、それが活発であると、取扱高金額も毎年一定の水準で推移するはずである。合併前の榑川村森林組合の事業の様子からは、榑川村の私有林の経営が活発とはいえない。

1982年4月から従来の榑川村森林組合は大型合併して木曾森林組合榑川村事業所となった。組合の合併直前、榑川村には私有林2,089ha、部落有林1,406haがあった。森林組合個人加入者の、私有林面積は合計312haであった。また、森林組合加入の部落有林の面積は1,327haであった。私有林2,089haと、組合加入者の私有林312haのギャップは随分大きく感じられるが、私有林面積は属地の数字で、この中には村外者に地上権を売ったものが相当面積あると思われる。村内者間の地上権の移動でも、台帳や図面が整備されていないと組合に加入するのは難しい。

1980年の農林業センサスによれば、不在村者の所有森林面積は303haであった。同様に1990年センサスでは、不在村者の所有森林面積は272haで若干減っている。この間に奈良井ダムの建設があって、結果として、一部未整理だった村外転出者分の整理があったようである。

木曾森林組合発足時、榑川村森林組合加入者で、合併同意者の経営する森林面積を規模別に整理したのが表-4である。

合併直前の時点での奈良井林野保護組合に関する数字は得られなかったが、奈良井林野保護組合の榑川村森林組合への加入面積は665haで、奈良井ダム完成以前には、村当局をしのぐ最大の森林所有者であった。もっとも、村有林の面積は、官行造林や分収林契約の締結や解除により、絶えず変動している。そして長期間造林を継続している事からすれば、村は実質的には最大の林業経営者である。表-4によれば、経営面積が10ha以上の林家または経営体は11を数えるが、その大部分は備考欄のように、各部落の林野保護組合である。それらの中で、漆器および木工関連業者の手で運営されている、平沢施業木工山林組合は、榑川村固有のユニークな存在といえる。これらを除けば、林家の経営規模はまったく零細である。

2. 林業および薪炭生産の残照

1960年といえはすでに経済の高度成長が始まっており、燃料革命の進む中で薪炭生産には

表一 4 木曾森林組合発足時榑川村加入者組合加入面積の規模区分

地区	一 区	二 区	三 区	四 区	五 区	六 区	七 区	八 区	九 区
加入面積 規模区分									
10ha以上	1	1	2	1	1	1	2	1	1
10—5 ha	1		2	1			1		
5—1 ha	10	8	15	9	6	9	6	8	2
1 ha以下	5	9	13	18	17	19	41	17	15
加入者計	17	18	32	29	24	29	50	26	18
加入面積 計 (ha)	52.2	109.5	153	53.6	68.9	53.5	441.5	13.8	520.8
備 考	第一区林 野保護組 合 (4.7ha) を含む	第二区林 野保護組 合 (91.3ha) を含む	榑川林野 保護組合 (91.3ha) を含む		第五区林 野保護組 合 (52.2ha) を含む	第六区林 野保護組 合 (31.4ha) を含む	平沢林野 保護組合 (265.5ha) および 平沢施業 木工山林 組合 (116.4ha) を含む		榑川村有 林 (514.3ha) を含む

榑川村森林組合資料 (1981年) より作成

かげりが出始めていた。しかし榑川村では、これも含め、少なからぬ人々が林業で働いていた。その様子的一端を、「1960年世界農林業センサス市町村別統計書・林業地域調査」でうかがってみよう。

はじめは総括的数字であるが、センサスの調査日である1960年8月1日現在、榑川村で、林業で何らかの賃金を得ていた人がいた世帯は300にのぼった。そして賃労働をする人は324人であった。300世帯の内、非農家世帯が248戸、その賃労働者数は262人を数えたのであった。

次は製炭つまり炭焼きについてである。当時榑川村で製炭をした世帯は17戸あった。しかし1957年と比べるとすでに10戸の減少をみている。10戸の減というのは、新開村(現木曾福島町)の28戸減、王滝村の14戸減につぐ、木曾郡下で三番目であった。17戸の製炭者によって販売用に焼かれた炭は年間6,000俵にのぼった。この17戸全てが自営の製炭業であった。17戸の内、専業一戸を含め製炭を収入の主とするものは4戸だけで、残りの13戸は製炭が収入の主ではなかった。なお前期の製炭を主とする4戸の中には、「焼き子」を専業とする2戸が含まれていた。

一シーズンの製炭量から生産規模をうかがうと、17戸の内、100俵未満が9戸、100俵から300俵が6戸、300俵から500俵規模と1,000俵以上とがそれぞれ1戸ずつあった。炭の販売先は、農協が1戸だけで、あとはみな商人へ直接売っていたようである。これら製炭業者が原木を得ていたその買い入れ先は、国有林を主とするものが12戸、私有林が5戸であった。桑崎などはとりわけ国有林材への依存が大きかったようである。

これは榑川村だけの事ではないが、炭焼きの最盛期は11月から12月である。この時期は国有林の森林労働とりわけ造林や保育作業のない時期である。国有林で働いた人々の、ある部分は冬季、製炭業をしたようである。

表-5 榑川村の集落別産業就業者数(1985年)

集 落	就業者総数(人)	林業就業者数(人)	林業の%
桜 沢 ・ 片 平	41	1	2.4
下遠・中畑・若神子	65	2	3.0
贅 川	353	11	3.1
桃 岡 ・ 長 瀬	75	2	2.7
平 沢	1,059	27	2.5
奈 良 井	727	18	2.5
川 入 下	7	3	42.9
羽 淵	15	5	33.3
番 所 ・ 萱 ケ 平	7	4	57.1
合 計	2,349	73	3.1

榑川村資料による

ところで1985年といえば、高度成長は既に遠く去り、安定成長期に入って久しい。林業の就業者数も昔日をしのぐのが困難なほど減ってしまったが、しかし住民からみて就業先としての林業は、集落によって意味が違う様子がまだ見てとれる。

表-5に集落別の林業就業者数を示した。数字は相対的なものだが、川入方面で林業が依然大切な働き口であるのがわかる。

3. 林業労働力の不足、高齢化

榑川村でも林業就業者数は1955年以降連続して減少してきた。国勢調査の、農業従事者を含む林業従業者数は、1965年の298人が1970年213人、1975年92人、1980年86人（農業11人、林業など73人）、1985年82人（農業20人、林業など61人）、1990年54人（農業9人、林業など45人）と推移している。その大部分は国有林で働く人々である。また、1980年農林業センサス林業地域調査結果によれば、1979年中に150日以上林業労働に従事した人は、榑川村では35人を数えた。この内営林署に雇用されたのは29名であった。同様のことを木曾森林組合に加入している近隣町村についてみたのが表-6である。80年も90年も、営林署に雇用される人の多いのがわかる。営林署以外の雇用先はほとんどが森林組合で占められる。そして僅か10年の間にも林業従事者は目にみえて減っている。

しかし、1945年から60年ごろまで、林業は榑川村を支える基幹産業といえる程重要であっ

表-6 雇われ先別林業労働者数(木曾森林組合加入町村)

町 村	総 数		左の内営林署		そ の 他	
	1980年	90年	1980年	90年	1980年	90年
榑 川 村	35人	16人	29人	11人	6人	5人
木 祖 村	114	39	64	27	50	12
日 義 村	30	18	21	11	9	7
木曾福島町	71	37	39	25	32	12

関東農政局：『1980年および1990年農林業センサス
林業地域調査結果』より作成

た。国有林でその頃伐採や造林が盛んに行われていたこともあり、とりわけ川入方面の人々の林業への依存は大きかった。製炭業を含む林業就業者数は1950年432人、就業者数に占めるウェイトは21.9%（林業世帯数136）、1955年384人、19.7%（136世帯）、1960年400人、21.8%（123世帯）と推移して、住民の生活を支えていたのである。

木曽森林組合発足後間もない1984年に、組合に雇用されていた作業員は61名であった。65才以上2名、60才から65才までの13名を含め、50才以上が32名であった。30才以下は僅か5人であったから、中高齢者にかなり偏った年齢構成であった。1986年3月末現在では、年齢分布は26才から68才で、単純平均年齢は53才であった。だが一般に高齢者とされる55才以上が25名で、男子作業員の半分を占めていた。50才以上の作業員は72%であった（木曽森林組合資料による）。

ところで林業に必要な仕事は、仮に造林事業がなくとも長期にわたる保育のように絶えず人手を必要とする。その働き手が思うように得られないのが現状である。しかし、国・県道など幹線道路とこれに接続する林道の整備によって、遠方から労働力を得ることが次第に容易になってきた。広域合併した森林組合の単位での雇用は、遠方まで通いながら、作業を組み合わせ、少ない人で多くの仕事をこなすのを可能にした。森林組合の広域運営はこうして次第に意味を持つに至った。

1970年代後半から、木曽谷各町村の森林組合は国有林や公有林の施業を部分的に受託するようになっていたが、組合の広域合併により、受託事業も次第に規模が大きくなっている。今日、小は私有林から大は公有林、さらに国有林まで、その経営は森林組合を欠いては成り立たなくなっている。労働力の問題がその中心にあるのである。

VI. 檜川村の私有林と公有林の経営

1. 戦前の村有林の経営

私有林の経営がふるわない中で、村有林は最も長期にわたり系統的計画的に経営されてきた。村有林は大正年代末までに部落有林野の統一整理によって区域を確定された。これに続き、1927年に第一期の施業案が組まれた。以降、10年おきに見直し・調査検討が加えられた。村有林とはいえ、ヒノキ・カラマツ・アカマツ等の新植育成とならんで、当初は雑木のわい林作業も多かった。雑木も育成の対象になったのは、資金の回転を早める必要に迫られていたためであるが、薪炭の需要がかなりあったことにもよる。1943年ごろまでは計画に沿った施業がされていたが、戦争が激しくなり需要が増す一方で造林の労力が乏しくなり、増伐さらに乱伐へと進んだ（檜川村、1962年）。

敗戦後地方自治制度が大きく変わる中でとりわけ教育への経費が増大し、ために増伐が加速される事態となったが、1951年の森林法改正、さらに1958年からの公有林野整備事業債の制度の確立以降は、ようやく林業経営を軌道に乗せられるようになった。

ところで戦前は林政といえば国や県が中心に考えられ、市町村を対象とした系統的な行政はなかった。ただ、明治期の町村編制法の下で、町村の収入が、財産収入を主、税収入を従とする原則があり、基本財産の形成について国や県の指導・監督があり、そのかぎりでは林政があった、とはいえる。木曽谷の町村も山林に財政収入を依存せざるを得ず、御下賜金にみられるように帝室林野局もこれを無視できなかった。

2. 戦後の村有林の経営

戦後の地方自治法の下では、自治体の財政運営は税収入を主、財産収入を従とするように変わり、基本財産の維持は町村ごとに任意となった。しかし自治体の行政の中心は住民サービスに置かれ、教育や福祉の行政需要が飛躍的かつ年々大きくなる中で、自治体所有の山林の経営効率化が焦眉の課題となった。かくて自治体を対象とする林政のあり方が問題となったが、1955年過ぎまで、この面での林政には系統性はなかった。

1957年、森林法が一部改正され、公有林にも経営計画を作成させ、計画にもとづく事業に

表一 7 公有林整備事業債起債高と財産収入高の対比

年度	公有林整備事業債（円）	財産売却収入高（円）	備考（円）
1988	8,900,000.	7,981,500.	左の内土地 5,764,000.
87	9,900,000.	1,512,694.	〃 カモンカ 1,512,694.
86	13,300,000.	1,774,750.	〃 〃 1,774,750.
85	11,900,000.	1,800,000.	〃 支障木伐採 1,800,000.
84	12,900,000.	1,729,000.	〃 土地 1,741,202.
83	12,900,000.	4,154,000.	〃 土地 4,133,259.
82	9,600,000.	2,188,156.	〃 その他不動産、立木など
81	10,200,000.	3,926,426.	〃 立木 2,154,000.
80	10,300,000.	1,357,895.	〃 全額土地
79	11,900,000.	2,566,454.	〃 土地 2,470,000.
78	15,300,000.	5,161,815.	〃 土地 4,615,000.
77	16,000,000.	11,545,635.	〃 全額ダム関連土地
76	13,600,000.	289,070,593.	〃 立木21,160千円、他ダム
75	11,900,000.	23,143,000.	〃 官造収入 20,500,000.
74	9,200,000.	21,205,287.	〃 全額立木売却
73	6,600,000.	33,848,886.	〃 立木16,002千円、他土地
72	6,500,000.	15,787,785.	〃 立木12,438千円、他土地
71	5,400,000.	17,301,414.	〃 全額立木売却
70	4,900,000.	26,492,171.	〃 立木売却 17,301,414.
69	5,000,000.	14,339,165.	〃 全額立木売却
68	5,300,000.	13,437,385.	〃 立木売却 13,420,000.
67	6,000,000.	16,964,051.	〃 全額立木売却
66	5,500,000.	30,907,313.	〃 全額立木売却
65	4,700,000.	17,057,052.	〃 全額立木売却
64	3,000,000.	18,685,087.	〃 立木売却 18,368,629.
63	県造林補助 300,204.	13,966,272.	〃 全額立木売却
62	同 187,572.	8,639,178.	〃 立木売却 8,484,000.
61	0.	10,627,977.	〃 立木売却 10,457,000.
60	1,100,000.	9,434,276.	〃 立木売却 9,145,300.
59	800,000.	12,325,121.	〃 立木売却 12,173,000.
58	県造林補助 99,224.	12,070,512.	〃 全額立木売却
57	同 146,953.	5,115,738.	〃 全額立木売却
56	同 59,143.	4,460,596.	〃 全額立木売却
55	0.	1,087,610.	〃 立木売却 826,660.

檜川村一般会計決算書その他より作成

は財政投融资の途が開かれた。それまでは私有林と同じ扱いで、公有林にも造林補助金が交付されていただけであった。私有林に比べれば公有林の規模は大きく、造林も長期にわたるので必要な資金も長期で多額にわたる。檜川村へも戦後、県から造林補助金が交付されたが、多い年でも十万円台で、しかも継続性がなく、とうてい必要を満たすものではなかった。

3. 村有林経営計画書の作成

檜川村は1962年2月、村有林経営計画を作成した。これは一つには1962年度で廃止となる官行造林法への対応があったが、計画書は森林法第八条の認定を受けて、計画的な造林を目指し、公有林整備事業債の起債を図ったのである。

国・県の様々な林業振興行政の中で檜川村が長期間最も多額にわたって利用してきたのが公有林整備事業債である。制度ができたのは1958年からで、以来ほぼ毎年村ではこの制度を活用し、造林と育林とをすすめてきた。復旧造林の国策の下で、すでに檜川村は1955年以前から造林をすすめて、1965年までに178haを造林して、無立木地を一応解消してはいたが、伐採の終わった官行造林地が年々出ると、林種転換の必要な山林があったので、造林をさらに継続する必要に迫られていた。おりしも国は拡大造林を林政の中心に置こうとしていた。

1959年10月、自治庁（後自治省）は「公有林起債許可方針」を決定、一般の起債とは別扱いの措置がとられて、制度の運用に入った。檜川村の起債と、村の財産収入とを対比させてまとめてみたのが表－7である。

表－7では、村の財政運営が安定し、財政支出が大きくなった、1955年度以降を追ってみた。1963年まで、起債の不足を県の造林補助金が補ったが、額は僅かであった。1960年代から80年代いっぱい、村が継続して造林をしてきたのがよくわかる。

表－7の中央の欄は立木の売却を中心にした、財産収入の推移である。財産収入は、とりわけ1958年から1976年まで、村の財政をおおいに潤してきた。なかでも1950年代後半から1965年ごろまでの間、教育や道路への支出がかさむ中で国や県の自治体に対する財政支出が十分でなかった時期の財産収入は貴重なものであった。これは立木伐採の三ないし四十年前の、村の造林や官行造林によるもので、先人の功績である。

檜川村の昭和48年度「主要施策の報告」には、……財産収入は例年官行造林分収入を中心に安定した自主財源として1,500万円前後の経常収入が見込まれ、常に建設投資の主要財源としてきたが……と記されたが、この直後から奈良井ダムの建設が始まり、県からの、村の所有にかかる、道路、山林、土地の売却代金や補償金が多額の財政収入になった。そして財産収入の中の、村有林や官行造林の本来の収入は影が薄くなってしまった。さらに80年代は立木売却収入自体もみられなくなった（表－7）。

右側の欄は財産収入の内容をみたものである。輸入外材の卓越する現在、国産材の価格は芳しくないが、官行造林地と村有林には、もう伐採できる木があまりないのである。1960年から90年までの間に投下した見返りは、あと三ないし四十年後でないとは得られない。

ちなみに、県営奈良井ダムの建設に伴い、村有の土地山林や道路に対する補償金とは別に、行政経費への交付金として、1976年度から78年度まで、毎年1億円の水源地域振興対策金が県から支払われた。

1955年から60年ごろまでに、村有林では雑木の伐採が一段落して施業の中心が針葉樹に移った。また官行造林地については、村は契約地を、1951年以降は努めて奥地に拡大し、60年

には契約面積は1,045haに達した。さらに、1960年の時点の資源構成を樹齢別面積で見ると、戦時下および戦後の盛んな伐採を反映して、針葉樹は五齢級以下が177.95haの77.4%、同様にして広葉樹は85.35haの83.7%を占め、若齢林が断然多かった。しかし、1960年の人工林面積率68.2%は1980年には73%、90年には75%と次第に上昇してきている。

1990年には檜川村の経営する森林は772haである。いうならば大山地主であるが、その村でも経営は容易ではない。まして薪炭に依存できなくなった私有林の経営の困難さは容易に推察できる。薪炭生産に大きく依存していた桑崎集落は1961年ごろからすでに薪炭の不振に難渋していた。その突破口にと導入された肉牛生産も思わしくなく、66年には集落あげて移転を余儀なくされたのである。

4. 早くから労働力不足に悩んだ村有林

1960年ごろまでの村有林の労働力の供給先は兼業農家であったが、60年代に入ると、塩尻市やその郊外に進出してきた工場が兼業農家の通勤先になり、村内に余剰の人手が乏しくなってきた。それまでの村有林の働き手は臨時に雇用されていたから、通勤者が増えると、在宅の高齢者に林業労働の多くを依存するようになった。いっぽう、国有林で働く人々の雇用は、村のそれよりは固定的であった。雇用契約は一年毎だが、待遇には経験年数が加算されて評価され（継続した雇用が有利になる）、また、おりから営林局はいわゆる庄屋制度の一掃の方針をとりつつあった（信州地域林業対策研究会、1987）。庄屋制度とちがって、雇用契約は個人と国とで直接交わされ、十分ではないにせよ、国家公務員として共済はじめ様々な厚生福利の恩典もあった。一方に工場勤務、他方に制度の整った営林署、その狭間で、村有林ははやくから労働力の調達に悩むようになった。経営計画書では、常時雇用の基幹的作業員を五名とし、残りを臨時の労働力でまかなう、としたが、村議会議事録によれば、作業員の待遇を営林署なみにしないと人手を確保出来ない旨、論議されている。

5. 造林費の原価は人件費と同義

1981年度までは、村有林の経営は村当局の直営であったが、翌82年度の木曾森林組合の発足からは、組合へ委託され、村は造林費用を分担するだけとなった。

1981年度までの造林費用中の人件費の構成比は、村の一般会計決算書からうかがうと、たとえば以下の様であった。1961年度85.2%、65年度85.8%、70年度79.2%、75年度80.8%、80年度82.8%、81年度92.6%。この様に造林の費用は即ち人件費である。それはかつても今も変わらない。

VII. 檜川村の林業と森林組合

1. 檜川村森林組合の発足

戦後の協同組合の精神による森林組合は檜川村では1953年1月に創立、同3月認可された。昭和28年度の村予算案の議会での説明に際し、宮原村長は、……森林組合は本年初めて設立をみまして、今後森林組合の健全なる発展は、6,000町部の林野を持ちます本村森林経営に資するところ大なるものありとして、組合助成費30万円を計上してある……とのべた（檜川村報26号）。

1952年に改正された森林法では、強制加入はなくなり、また所有面積の大小による議決権や出資額の不平等もなくなった。国産材が安価な輸入材に圧倒され、また林業労働力が激減

して個人林家による経営が極めて困難になった今、さらには山から遠く隔たった都市住民による、水源や環境問題への関心が強くなった今、森林組合に寄せられる期待は大変大きい。

木曾谷では、集約的な国有林経営とは裏腹に、私有林の経営はあまり活発でなく、森林組合も力が弱かった。わけても檜川村の私有林の経営は、影が薄かった。たとえば、「入会林野等にかかわる権利関係の近代化の助長に関する法律」が1966年に成立し、これにより、小規模な林家の協同事業体として生産森林組合が創設され、木祖村に2、日義村に1、木曾福島町に6組合がそれぞれ運営されるようになったが、檜川村にはついに創設されなかった。この背景には、繰り返しになるが、檜川村をとりまく厳しい自然環境と、それに由来する農耕の未発達、そして、それ故の入会林野の欠如があったのである。

檜川村森林組合が木曾郡の中で経営が活発でなかったもう一つの理由には、村が村有林の事業を他へ委託せず、1981年度まで直営していたこともあった。

2. 森林組合の大型合併

1975年になって、国や県の側から、森林組合の広域合併の必要性が強く説かれ、その促進がはかられた。1978年、第八十四国会で、森林組合法の森林法からの分離独立が決定した。あわせて森林組合併助成法適用の5カ年延長が決まった。長野県の森林組合は旧森林法（昭和十四年法律第一五号）によって半強制的に設立された追補責任組合（強制加入の統制組合）が多く、その数は戦時下および終戦直後には300を越えていた。国会決議を受け、長野県は森林組合広域合併促進基本要項、同要領を制定し、まだ101あった組合を61にまとめる目標を立てた（長野県林務部、1981）。

木曾郡では、木曾地方事務所を連絡窓口として、郡下11森林組合長会と町村長会が中心になり、80年から81年度いっぱいをかけ、相互の意志疎通と情報交換をはかりながら、出資金や財務関係の調整を行い、82年4月から、檜川村をはじめ木祖・日義・福島の一町三カ村から成る「木曾森林組合」が発足した。本部事務所をはじめ木曾福島町に置かれたが、現在は日義村に移り、組合員の便宜を考慮して、檜川村にも出張所に相当する事業所が置かれ、組合を従来どおり利用できる。

森林組合の運営や合併には、自治体との関わりがかなりあった。合併前の各森林組合の大口出資者は町村であったし、住民の経済生活向上に直結する森林組合のあり方は自治体の重大な関心の対象であった。町村は、合併に際して、各旧森林組合の相互の不均衡の調整役も担った。「……森林組合は経済面での協同組合機能と、公益的機能とを等しく有し、林業振興をはかるうえで行政の一端を担うといえる……広域合併後の姿としても、機構面における支所・事業所の配置、事業活動面でも指導部門での連携、利用部門での町村有林施業委託など、協力体制をさらに強化する必要がある……」（木曾森林組合広域合併推進協議会資料）という次第であった。

3. 木曾森林組合、まずは順調な歩み

1993年で、大型組合発足以来十余年が経過した。組合員数は当初の1,784名が、1992年度末には1,801名に増加した。出資額は当初の42,000千円が92年度末には64,785千円に増加した。固定資産額は当初の34,984千円が、92年度末には127,617千円と大幅に増加した。専属の職員は11名で不変だが、技術員（作業労働者）は60名から50名の間を推移している。もっとも計画ではこれより10ないし15名多くなる見込みであった。組合員の増加は、森林組合の

役割がより一層理解されたことを意味し、明るい材料である。固定資産の増加は労働生産性向上を図った機械類の設置を意味しており、これも前進と見てよいであろう。たとえば1992年には無線電話施設を導入、経営区域内の相互の連絡機能は飛躍的に向上した。同じ年度、人員輸送車の更新もしている。

4. 作業班の編成

木曾森林組合発足時、作業班の編成は次の表一八の様であった。

班編成と人員数とは、合併前の旧森林組合の事業を大体反映している。ここで「林産班」というのは、間伐材の収集や加工、また菌茸類の生産などが該当する。間伐材の処理は組合員の森林の他、国有林も含み、ヒノキの間伐材などは相当の収入をあげることもある。「造林班」はいうまでもなく植林と保育作業である。これが最も多くの労力と経費、それに時間を必要とする作業である。檜川村の私有林は近年あまり活発な事業がなく、作業班も造林だけで人員も少なかった。

5. 森林組合と林業の将来展望

1991年7月、森林法が改正され、流域管理システムの考え方を基本にした組織が発足した。91年9月の、国有林、民有林経営者、木材関係企業の参加する木曾流域林業活性化センターと、諸機関・団体の情報や意見交換を図る流域林業活性化協議会がそれである。森林所有者とそれを組織した森林組合はじめ、民間林業諸団体と自治体・国・県の関連部署を、流域を単位に大きく有機的に連携させ、ソフト・ハード両面から林業振興に取り組もうというものである。

1993年4月、愛知県愛知郡日進町と木祖村・木曾森林組合・藪原営林署とが共同して、木祖村の小木曾国有林に分取造林地30haを設定し、明るい話題となった。木曾森林組合はこの中で、植栽から伐採までの間の技術と労力を提供する。契約期間は80年間である。日進町は美濃三河高原の西端部に位置し、名古屋市名東区に隣接する、名古屋市中心部から東へおよそ15kmの、新興住宅地域で、工場進出も活発である。町を南北方向に愛知用水の水路が貫いている。山（緑）と水資源を子孫に贈るということで、育林をするボランティア達の活動にも路が開かれた。流域管理システムの考え方を基本に、こうした動きは木曾川流域にさらに広がり、発展してゆくであろう。檜川村は松本盆地南部の市町村と、これから連携をより密にして行く必要があるだろう。

VIII. 結 語

門外漢の筆者が森林を論ずるのは本来は乱暴なことであろう。森林については歴史的社会的側面からの接近もまた必要であり、すでにそれは社会科学的にも十分承認されている。その方法も、蓄積された研究の成果によっておのずと明らかである。

門外漢を承知でそれでも今回小論をまとめてみたのは、現状の紹介が少ないように筆者には感じられたからである。しかも小論の対象である檜川村は、元来農業が貧弱で、日義村や

表一八 木曾森林組合作業班編成
(1982年度)

町	村	編 成	人員(人)
木曾福島町		林 産 班 造 林	7 20
日 義 村		林 産 造 林	4 6
木 祖 村		林 産 造 林	7 12
檜 川 村		造 林	5

木曾森林組合資料による

木祖村とは違った形で山林と相対して来た。特定の地域の森林や林業の現状についての歴史的社会的な評価はさておいても、現状を何らかの記録にとどめる事は必要で、意味のあることと筆者は考える。大方のご叱正がいただければ有難いと考えている次第である。

小論をまとめるに当たり、力をお貸し下さった楢川村役場の職員や住民の方々にこの場を借りて心からお礼申し上げます。

参考資料（楢川村議会あて）：完全雇用に関する請願書

昭和36年2月21日 紹介議員二名（略）

本村における国有林野事業と村民との産業経済は密接な関係にあることは申すまでもありません。私達国有林に働く作業員は元来不安定な雇用条件の中で年毎に雇用解雇の反復状態にありました。しかしながら昨年までは林野当局は雇用量の縮小は年初計画に組まれてなく、従って私達国有林に働く作業員は不安定な雇用条件といえども雇用もれもなくしてきたのでありますが、計らずも36年度においては林野当局は企業合理化の一環として私達作業員に大量の人員整理を行おうとしています。元より私達国有林に働く作業員は遠く御料当時から山林作業に従事し日常生活は国有林における労働に委ねる外道なく私達の前途は暗たんたる状態にあります。当問題は唯単なる個人の労働条件のみならずひいては社会問題として進展されることにもなります。私達は憂える前途雇用不安の状態を一日も早く解消すべく林野当局並びに地元民に訴願すると同時に、貴村議会のお力添えを求め地方自治法第九十九条第二項により意見書を林野庁長官並びに長野営林局長、奈良井営林署長へ提出下さらん事を御要望致します。

参考文献・資料

- 楢川村（1961）：楢川村村有林経営計画書（1962-1966）。
 全国町村会（1972）：全国町村会五十年史 同会。pp. 616-641。
 長野県林務部（1981）：森林組合広域合併推進の手引（改訂版）。
 楢川村（1983）：楢川村総合計画 基本構想・基本計画。
 信州地域林業対策研究会（1987）：長野県林業行政史年表 同研究会。
 楢川村（1987）：楢川村林業振興地域整備計画書（1988-1997）。
 木曾郡統計事務研究会（1987）：木曾郡勢要覧 昭和62年版 木曾郡町村会。
 楢川村（1989）：公有林野委託地調査報告書（内部資料）。
 長野県（1990）：平成2年度 林務部業務概要。
 吉田隆彦（1991）：木曾の国有林と住民——奈良井営林署（楢川村）の1955年前後における山林労働者の雇用の場合 長野県地理 No.9 pp. 3-17。
 長野県林務部（1991）：長野県民有林の現況。
 長野営林局：事業統計書 長野営林局（毎年次刊行）。
 木曾森林組合：木曾森林組合だより。